

## 新ルール（案）の暫定及び欧米ルールとの比較

## 1. 暫定ルールとの比較

- (1) 委員、臨時委員、専門委員のほか、新たに、参考人も対象とする。
- (2) 委員等本人のほか、新たに、生計を一にする配偶者及び一親等の者も対象とする。
- (3) 申請品目のほか、新たに、競合品目、競合会社も申告対象とする。
- (4) 各委員等から提出された寄附金・契約金等に係る申告書を新たに厚生労働省ホームページ上で公表する。
- (5) 新たに評価WGを設置し、運用状況、改善方策を定期的に検討する。
- (6) 個別の医薬品等に係る審議のほか、厚生労働大臣から諮問された案件などすべての議決を要する審議に適用する。
- (7) 議決参加に係る基準のうち、講演等の報酬に限定していたものについて、受取額の上限は変更せず、その対象を寄附金・契約金等に拡大する。
- (8) 申告対象期間を過去3年間から、当該年度＋【過去3年度、過去2年度】に変更する。

## 2. 欧米ルールとの比較

- (1) 寄附金・研究費について、米では品目単位、欧では寄附金、契約金は経済的利益から除外しているのに対し、新ルール案では企業単位で対象。
- (2) 金額水準について、米における寄附金・研究費では10万ドル（改正案では、当該品目に係るものと競合品目に係るものを合算して5万ドル）、欧州では5万ユーロ（寄附金、契約金は対象外として上で株式等について合算）がひとつの目安とされていること、(1)のとおり算定方法が異なること等を勘案し、新ルール案では企業ごとに年間500万円を審議、議決参加の基準とする。
- (3) 家族の取扱いについて、米では委員本人、配偶者及び未成年の子供が対象、欧では委員本人のみが対象であるのに対し、新ルール案では委員本人及び生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）を対象。
- (4) 申告対象期間について、米では過去1年、欧では過去5年であるのに対

し、新ルール案では当該年度＋【過去3年度、過去2年度】。